



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和 7 年 3 月 3 1 日（月） 岐阜県発表資料			
担 当 課	担 当 係	担 当 者	電 話 番 号
危機管理政策課	原子力防災係	伊藤	内線 2822 直通 058-272-1134 FAX 058-278-2524

国民保護法に基づく緊急一時避難施設の指定について

県では、国民保護法第 1 4 8 条に基づき、弾道ミサイル攻撃等による爆風等からの被害を軽減するための緊急一時避難施設として、市町村が管理する公共施設及び民間施設を、下記のとおり指定しましたのでお知らせします。

記

1 緊急一時避難施設の指定状況

	指定施設数	
		うち民間施設
既指定の施設	1, 6 3 2 施設	4 0 施設
新たに指定する施設	8 4 施設	6 施設
合計	1, 7 1 6 施設	4 6 施設

※新たに指定した施設の詳細は、**別紙**をご参照ください。

【参考】緊急一時避難施設

- ・弾道ミサイル等による爆風等からの直接の被害を軽減するため、住民等が避難するコンクリート造りの堅牢な建築物や地下施設のこと

2 緊急一時避難施設の公開

新たに指定した施設は、後日、「内閣官房国民保護ポータルサイト」上で公開されます。

URL : <https://www.kokuminhogo.go.jp/hinan/index.html>